

管理職手当規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 31 日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第41号

管理職手当規則の一部を改正する規則

管理職手当規則（昭和32年名古屋市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「、教育職給料表 (3)」を削り、同項第 2 号中「教育職給料表 (2)」の次に「又は同給料表 (3)」を加える。

別表第 1 市長の事務部局その他西部地域療育センターの項中「副所長」の次に「及び担当課長」を加え、同表教育委員会事務局内部部局の項中「教育次長」の次に「及び担当局長」を加え、同表教育委員会事務局その他幼稚園の項中「8 種」を「12 種」に改める。

別表第 2 を次のように改める。

別表第 2

区分	額
1 種	146,000 円
2 種	133,000 円

3種	118,000円
4種	107,000円
5種	97,000円
6種	77,000円
7種	69,000円
8種	58,000円

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和8年4月1日から施行する。
(管理職手当規則の一部を改正する規則の一部改正)
- 管理職手当規則の一部を改正する規則(令和4年名古屋市規則第101号)の一部を次のように改正する。
附則別表を次のように改める。

附則別表

区分	額
1種	100,000円
2種	95,000円
3種	85,000円
4種	70,000円
5種	64,000円
6種	47,000円
7種	43,000円
8種	38,000円
14種	31,000円